

小諸市体育振興事業補助金交付要綱

昭和50年6月7日
教育委員会告示第4号

(趣旨)

第1 市民にスポーツを親しむ機会をつくり健全な精神と健康と体力の増進を図り明るい生活環境づくりに寄与するため体育施設整備又は体育器具を購入する場合に、小諸市補助金等交付規則(昭和36年小諸市規則第12号)に定めるもののほか、体育振興事業補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象)

第2 体育振興事業の補助は、区・公民館又は育成会で体育施設整備又は体育器具を購入する場合に予算の範囲内で行うものとする。

(補助金交付額)

第3 体育振興費の補助金交付額は、次のとおりとする。

体育施設整備事業	補助対象施設		補助金交付額
	運動場		対象事業費の1/3以内とし最高限度額 350,000円とする。
	マレットゴルフ場		
	その他市長が認めるもの		
体育器具購入事業	補助対象器具	単位	補助金交付額
	卓球台	1台	対象事業費の1/2以内とし最高限度額 30,000円とする。
	排球支柱・ネット	1組	
	マレットゴルフ用具	1式	
	ゲートボール用具	1式	
	その他市長が認めるもの		

(補助金の申請)

第4 体育振興費の補助を受けようとする者は、体育振興事業補助金交付申請書(様式第1号)により、市長に申請し補助決定書を受けなければならない。

(補助金の請求)

第5 補助決定を受け、体育施設整備又は体育器具を購入し事業を完了した場合は、完了報告書(様式第2号)を添付して補助金交付の請求をしなければならない。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から適用する。

附 則(昭和56年5月6日教委告示第2号)

この要綱は、昭和56年5月1日から適用する。

附 則(平成2年3月19日教委告示第1号)

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月3日教委告示第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。